

高病原性鳥インフルエンザの発生により、以下に該当する道県で生産及び処理された家きん由来製品等は米国向けに輸出できません。

兵庫県、和歌山県、鳥取県、佐賀県、福島県、山形県、香川県及び愛知県：
令和5年3月16日以前

沖縄県、岡山県、長崎県、宮崎県、大分県、滋賀県、宮城県、群馬県、埼玉
県、鹿児島県、千葉県及び茨城県：令和5年4月3日以前

福岡県、岩手県、広島県及び新潟県：令和5年4月24日以前

青森県及び北海道：令和5年5月15日以前

(令和5年5月更新)